憲教類典

六五六六

卯
合
66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

憲教類典

三ノ四十下 火事

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二ノ九

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

We 1138 / 23

三ノ四十下 火事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 市街往来ニ於テ喇叭ヲ吹キ鉦ヲ鳴シ其他喧
敷事ヲ為シ又ハ人ノ群集スル場所ニ於テ
喇叭ヲ吹キ鉦ヲ鳴シ又ハ人ノ群集ヲ誘導
シ若クハ其ノ場所ニ於テ演説ヲ為シ又ハ
人ヲ煽動スル為メ文書ヲ掲示シ又ハ頒布
スルコトヲ得ス

一 前項ノ場合ニ於テ警察官ノ制止ニ従ハサル
者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

明治十九年第四十一号

東京府下甲区乙町丙番地

戊 某

右ノ者今般別紙ノ通リ願出ニ付テハ
其筋ヘ照会ノ上差許候条此旨相達候事

明治十九年九月十九日

警保局長 清浦奎吾

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

賛

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

享保十三戊申年十月

覚

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

成立月

享保十六年亥年七月

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一本屋共訴訟事

本橋伝左衛門

川六郎事

右

嘉保元甲戌年九月廿日

一日三家屋敷之儀ニ付曲事

方之儀ニ付曲事

本屋之儀ニ付曲事

一所曲事ニ由而屋敷ニ家共悉ク

没収ス

一本屋共訴訟事

右同断

一本屋共訴訟事

右同断

但本屋共之儀ニ付而ハ

一本屋共訴訟事

右同断

一本屋共訴訟事

右同断

但本屋共之儀ニ付而ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

寛保元辛酉年十二月廿九日

中務大輔殿
陸奥守殿

一 大法之名体事切と
　 其主之事

寛保元辛酉年十二月廿五日

中務大輔殿
陸奥守殿

一 出火之節御役人
数不足之節御加
中書之上出火事御
差支之節御加
之集候節之
事故御支
一 武士方江住人
自然御手

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛保二壬戌年十二月廿八日

一 町方ニ而拾物ニ付訴訟有之節、其町人ニ不限、訴人ニ而も又ハ拾主ニ而も、奉行所ニ而吟味之上、拾主ニ而も訴人ニ而も、其町ニ而相対ニ而済候様ニ可申渡候、尤拾物ニ付訴訟ニ而

右之通申渡候事

寛保三癸亥年閏四月廿日

伊豆守殿
伊勢守殿

一 公事訴訟取扱之儀ニ付
御老中方江申上候趣
御聞届被遊候事

一 近年訴訟人多
日を経候ハ
候ニ付
御定日ニ
御評定
之事

延享二乙丑年

如ク一部ノ属官ヲ教
官ニ事ヲ処分スル外
ハ処分ヲ為スヲ得ス
処分ヲ為スニ際シテ
ハ人数ヲ定メ
人数ヲ増減スル
ヲ得ス
ヲ得ス

大有ル

延享二乙丑年

延享二丑年

延享二乙丑年二月廿日
雅楽寮ヘ
伶人ノ数ヲ
定ム

大同ル

同ル

五ヲ数ヘ達スルニ至リ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

御城内ニ於テ同役
某ニ対シ不法ノ
挙動アルヲ以テ山名国清ヲ出
城差控ヘ申付ル
三月

延享三丙寅年三月

也共ニ於テ建具屋
ヘ掛ケ通リ懸ケ
ル事従前通リ通行
ス妨ケ無キ筈

延享四丁卯年四月
寺社奉行
脇坂淡路守
当六月
御役御免

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

次事ヲ書記ニ命ス
ル旨ノ事務ヲ取扱ヒ
諸般ノ書類ニ署名
セシム

七月

寛延二己巳年八月廿日
依願免職

日カ
明亮 即宮内省侍医

佐渡守殿江御

十月廿六日二條　御城江天子樣
上ゟ御相撲御覧被遊候節御酒
被下候代官ゟ百姓共江
婦子江養米被下候
頼被仰渡候百姓共
及人數御出被遊候
御加勢御人數ゟ一月中旬ゟ

陳情ゟ佐渡守殿江御

左通ゟ被仰渡
大坂御城ゟ御加勢御
連名

肩

寶暦二壬申年正月廿九日
佐渡守殿江

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

宝暦三癸酉年十月廿二日

一上野御上ヶ条之内ニ
御代官ニ而ハ不及申
御料私領ニ而も
御代官ニ而ハ不及申
御料私領ニ而も
御代官ニ而ハ不及申
御料私領ニ而も

十一月廿日

宝暦四甲戌年正月晦日

宝暦四甲戌年十二月廿三日

一 於場所江込候者共

一 大法之儀ニ付御奉行様江

一 大法之儀ニ付御奉行様江

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

明和元甲申年十月吉日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

一個代言論存ずる者

但沼澤地

一九四九年白森先生御

但敬称略

右同年六月四日より

采択せられたる者

同年七月十日

採決事項

但敬称略

右同年七月十日

参議院議長

三月十日

参議院議長

入江誠重殿

明和五代年四月四日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 犬を飼ふその方
事

一 ものを飼ふその物
まで一緒事

かくしてかくしてかく
報ずる技
かくとものを料
時に病気
の事

八 帰りて連来
を飼ふその通仕通
る者ものの通仕通
の地

宗旨

寺社共日本
仕方会の神
事
祭礼
おし抵事保七年

明和六己丑年三月十日

三月

明和七庚寅年三月廿五日

安永元壬辰年三月廿
水野出羽守殿役宅
南番所曲輪之内
役宅類焼ニ付
出羽守殿
内外ニ而美女大
勢ニ而町火消を
初メ町火消
并近所
加勢之者
多ク
来ル
事夥敷
消口
ニ而
水ヲ
懸ル
ニ
手
廻
り
兼
候
ニ
付
近
辺
之
町
家
数
軒
引
崩
し
候
ニ
而
漸
火
鎮
ル
安永元壬辰年三月廿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

安永三甲
午年三月

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

安永三甲年冒

伊東伊豆守
井上主税

安永六丁酉年三月

三月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

布達ニ付左ノ通ニ改正ス

安永二丁酉年二月十四日

此事ニ付御触

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

事ニ付テハ不取敢
右ノ段御届申上候
以上
二月

右之通相違無之候事ニ候得ハ
御届ニ及ヒ候也
安永六丁酉年四月六日
水野出羽守殿
松平周防守殿

右之通相違無之候事ニ候得ハ
御届ニ及ヒ候也
安永六丁酉年四月六日
水野出羽守殿
松平周防守殿

以上
書面代洞堂論有之事
之通

右之通相違無之候事ニ候得ハ
御届ニ及ヒ候也
安永六丁酉年四月六日
水野出羽守殿
松平周防守殿

右之通相違無之候事ニ候得ハ
御届ニ及ヒ候也
安永六丁酉年四月六日
水野出羽守殿
松平周防守殿

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

安永二丁酉年三月廿三日

一大事発生ニ付別紙之通被仰渡候間
其地之通別紙之通被仰渡候間
元入念之上被仰渡候
御寺社帯刀之者江

右之趣御領分中不洩様可被仰渡候
以上

三月廿三日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

安永六丁酉年十月十六日
火之元おゐて火を焚
之間外ゟ
ゟ風呂
風呂屋ゟ
の按て
宅ゟ

捕ゟ届ゟ
渡り
ゟ
ゟ
ゟ

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

安永七戊年二月廿五日

安永九庚子年四月十九日

一 御城内御城番之面々
日暮前帰宅之節
御城内通路
御曲輪内ニ而
御供之面々
御先ニ而
御通之節
御辞儀
御法度之事
御定之通
御供之人
日暮前帰宅

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

天明六丙年年二月廿九日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

仙洞ニ為ニ三百枚 即女院ニ
大女院ニ為ニ百枚 准后ニ
女院ニ為ニ百枚 准后ニ
女房ニ為ニ百枚 准后ニ為ニ一枚
長橋局ニ為ニ

禁裏

東女中ニ為ニ

仙洞

大女院

東女中ニ

女院

東女中ニ

水干禁裏ニ参入
陣ノ外ニ

天明八戊申年二月廿日

天明八戊申年二月廿日

一時安京都大火ニ付
当御門内ニ御仮殿ニ
平安之材木ニ而
左之京都ニ御普請
許ニ而御備

天明八戊申年二月廿日

天明八戊申年三月九日

一備中守殿御作事方
こえの儀入念可申
旨御老中より被仰渡

寛政二庚戌年二月七日

寛政三辛亥年十二月

松平伊豆守殿より被
仰渡
一大工之儀ニ付
町奉行所より被
申渡之儀ハ
一切取扱ニ不
相成候
一右ニ付
御用之儀
有之候ハヽ
御勘定奉行
江可
申出
候

寛政四子年二月廿日

戸田采女正殿家来
大目付

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用